

宇都宮市森林組合だより



宇都宮市森林組合 宇都宮市下小池町 569 番 104

TEL 028-669-3322 FAX 028-669-3323 メール info@utsunomiya-forest.jp



支障木伐採

お困りの方はご連絡ください。
現地を確認してお見積もりいたします。

間伐 / 皆伐

高性能林業機械を活用した
集約化施業により組合員の皆
様の利益還元に努めています。



台風 19 号による被害状況

去る 10 月 12 日の台風 19 号により、合計
70 か所以上の被災が確認されました。特に
甚大な被害であった 3 路線（大網町大畑線・
大網町毘沙門高館線・田野町西多気線）を、
今年度中に着工します（国庫補助を利用）。

写真は毘沙門高館線（左）と大畑線（下）



新年のご挨拶



代表理事組合長 福田 嘉男

新年あけましておめでとうございます。令和2年の新春を迎えましたこと、心よりお慶び申し上げます。

昨年は、9月・10月と2度にわたり台風による大きな被害が発生致しました。組合関係の林道等における損傷も大小70数カ所に及び、復旧に数年を要する見通しです。

各指導機関からの指導支援をいただき1日も早い復旧を図り、森林整備・治山事業が円滑に行われ、林業生産活動への支障を少なくできるように役職員一同努力して参ります。

また、森林管理法の環境税・譲与税の制度化にそなえ森林組合の体制強化に向けて取り組みたいと思います。近年は若年技術者の定着が良く、そのため著しい技術力の向上と安全への意識が高まり、労働災害の発生は皆無でした。

これからも各種講習会等への積極的な参加を心掛け、安全を第一として業務を行う所存です。

本年も、組合員の皆様の事業支援・ご指導・ご協力をお願い申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

第五十九回

通常総会開催



去る6月21日（金）宇都宮市森林組合第五十九回通常総会が、護国会館において開催されました。議長に富屋地区の池田貞夫氏を選出し、平成30年度事業報告書、平成31（令和元）年度の事業計画等、提出された全議案は原案どおり可決承認されました。

また、議案審議後に任期満了に伴う役員選挙が行なわれ、理事12名、監事3名が選任されました。



■新役員紹介

- 植木 保夫 理事 (富屋地区)
- 相場 正夫 理事 (富屋地区)
- 江連 良治 理事 (上河内地区)
- 半田 聖滋 理事 (篠井地区)
- 池田 廣光 監事 (富屋地区)
- 床井 裕司 監事 (国本地区)

■退任された役員の方々

- 代表理事副組合長 塩井 重利 (上河内地区)
- 理事 福田伊勢松 (富屋地区)
- 理事 福田 明 (篠井地区)
- 理事 永岡 貞利 (富屋地区)

お世話になりました。

平成31年（2019年）4月

「森林経営管理制度」がスタートしました

国内の森林の約半数が木材として利用可能な状態に達した時期（主伐期）を迎え、「伐って、使って、植える」循環的利用が求められる時期に入りました。

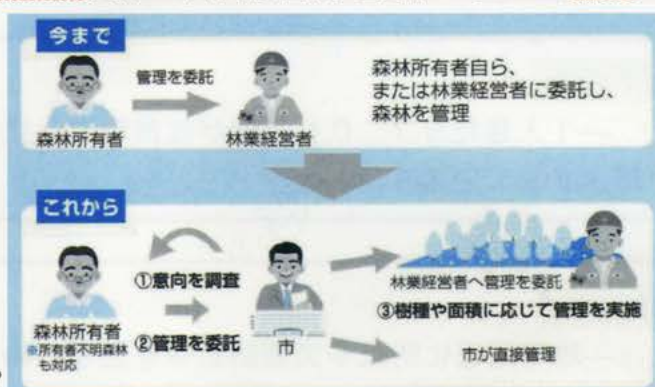
森林は適切な手入れが必要です。そして森林所有者は、所有する森林を自ら適切に経営管理^{*}する責務があります。

※経営管理とは、森林経営計画を策定し、計画に基づき施業が行われていることです。

「森林経営管理制度」とは？

—平成31年4月に施行された新しい法律「森林経営管理法」に基づく新しい制度です。

経営管理が行われていない森林について、地域の森林や森林所有者について詳細な情報を把握する市町村が仲介役となり、森林所有者と担い手をつなぐシステムを構築し、健全な状態に整備しようとする制度です。



(↑宇都宮市のホームページより)



これまで手入れが行き届かなかった森林を

適切に整備していくことによって…

森林は水源の涵^{かん}養機能（水を蓄え、洪水を防止し、水質を浄化）を発揮します。また、間伐等を行うことで地域の安定的な木材供給に寄与します。

森林所有者にとっては、所有林の経営管理の責務を果たすことになり、林業経営者にとっては、事業地の確保が進み、経営規模の拡大や雇用の安定につながります。

何をすればいいの？

—調査票が届いたら、所有する森林の現在の状況と、今後の管理をどうしたいか、調査へご協力ください。

本年度から上河内地区の一部地域（今里町、上田町、金田町、関白町、高松町、中里町、冬室町、宮山田町、免ノ内町）で試行的に実施しています。

令和6年度（2024年度）より※

森林環境税が導入されます

森林経営管理制度をふまえ、平成30年度（2018年度）の税制改革で創設されました。国にいったん集められた税の全額が「森林環境譲与税」として平成31年度（令和1年度/2019年度）から先行的に市町村、都道府県に配分（＝譲与）されます。

※2024年度には、2014年6月より個人住民税に1,000円上乗せされてきた復興特別税が終了します。

対象は？

—現在個人住民税を納めている約6,200万人すべてが対象です。

いくら？

—1人当たり1,000円が住民税に上乗せされます。年間約600億円の税収が想定されています。

目的は？

—地球温暖化防止や災害防止等を図るため、間伐や再造林などの森林整備等の森林吸収源対策を目的とした財源確保です。

栃木県は、平成20年度（2008年度）から「とちぎの元気な森づくり県民税」として、個人は1人当たり700円/年、法人は均等割額の7%/年徴収しています。

当初の平成29年度（2017年度）までの10年間から、平成29年度（2017年度）9月議会で10年間の延長が決定されました。



(↑栃木県のホームページより)

森林環境譲与税は、平成31年度（令和1年度/2019年度）から始まりました。

市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

都道府県においては、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

去る11月16日(土)～17日(日)、道の駅うつのみや ろまんちつく村にて宇都宮市農林業祭が開催されました。宇都宮市森林組合は、毎年恒例の木工教室(足付すのこ)を行いました。多くの方に参加していただきました。ありがとうございました。

宇都宮市農林業祭
 ～未来へつなぐ食と農！
 みんなで味わう農林業祭～



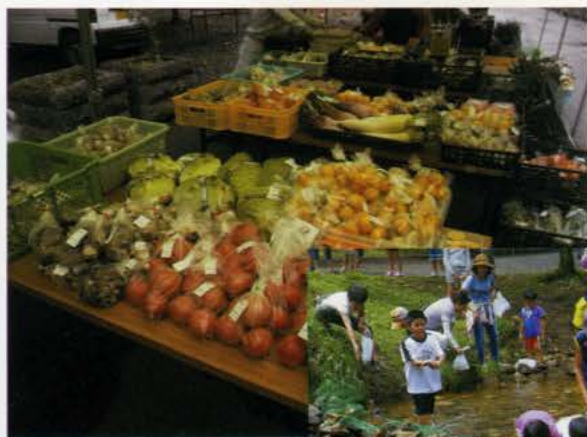
去る8月2日(金)～3日(土)、長野県ビッグハットにて開催された次世代森林産業展2019に参加しました。生産性や安全性、収益性を高める国内外の先進的な機械や設備をはじめ、ドローンやロボット、ICT活用といった次世代テクノロジーに触れることができ、会場は活気にあふれていました。

研修旅行

宇都宮市森林公園

宇都宮市より指定管理業務を受託した企業体の一員として、森林組合は職員2名と4名の作業員で、自然休養村管理センターほかの管理運営を行っています。

一年を通しての農産物販売や、四季折々のイベントを企画していますので、是非遊びに来てください。



栃木県林業センター

3名の作業員が管理委託業務に従事しています。

下小池町や日光市塩屋室町の施設の環境美化や、苗畑等の管理を行っています。

組合員宅訪問

今回は、篠井地区阿久津修さんのお宅におじゃましました。

阿久津さんは日本ミツバチを飼っていらつしやいます。きっかけは約20年前のこと。スズメバチにおわれた日本ミツバチがやってきたそうです。はじめは逃げられてしまったそうですが、10年ほど前、ご友人のハチが分蜂したのを分けてもらってから居つくようになったそうです。

去年10のうち8の巣箱に入りましたが、残ったのは3つ。条件が気に入らないとすぐに出て行ってしまおうそう。大事なことは生活環境を整えてあげること。あまり手をかけず、自然の状態を心がけていますが、花が少ないと砂糖水を用意したり、病気が出ないように予防材をほどこすなど少し(?)手をかけてあげます。気になるハチミツは、隣近所や知り合いに配りご自分ではあまり消費しないとか。日本ミツバチを飼う目的はあくまで「観察」のため。結果ミツをもらうことはあるが、それは「横取り」だから。ハチに対するお気持ちも伝わってくるお言葉でした。「百花蜜」と言われるようにいろんな花の味がするのでしょうか。



巣箱はすべて手作り。材料はスギが一番。吸湿性に優れ、湿気を含んでも変形しにくい。専門家の本やインターネットでハチについて勉強し、どうやったら気分よく入ってくれるか試行錯誤を繰り返して作っています。「趣味は簡単じゃつまらない!」...すでに趣味の領域を超えているような!?これからの抱負は「仲間づくり」。新たに巣箱を設置してくれる人を増やしたいそうです。



新入職員を紹介します!

《編集委員》

村田 仁

植木 保夫

江連 良治



岡田 元気

今年度4月に職員として入職しました岡田元気です。右も左も分からない状態ですが、先輩達に追いつき、追いこせるようにがんばります。



堀 優子

堀優子です。11月に入職しました。総務課にて経理を担当します。よろしくお願いたします。



青木 俊夫

森林公園に入職した青木俊夫です。自然に囲まれた場所で働くことに喜びを感じています。がんばります。

お知らせ

組合員住所・氏名・所有面積・賦課金振替口座等に変更が生じた方は所定の手続きが必要となりますのでご連絡下さい。

届出用紙は組合事務所にあるほか、ホームページからダウンロードできますのでご活用下さい。詳しくは組合までお問い合わせ下さい。

なお、組合員資格相続の届出は相続開始後90日以内にご提出願います。

